工　　種		項　　目		管理基準値(mm)	(参　考) 規格値(mm)	測 定 基 準
14 フィルダム工事	監査廊 (暗渠タイプ)	基準高(V)		⊕ 20	⊕ 30	1. 基準高、幅、厚さ、高さについては１スパンにつき１箇所の割合で測定する。 2. 厚さはコンクリート打設前の巻立空間を１スパンの終点において図に示す①～⑧の各点で測定する。 3. 中心線のズレ 直線部は 50mにつき１箇所、曲線部は１スパンにつき１箇所の割合で測定する。 上記未満は２箇所測定する。
		幅(B)		⊕ 25 ⊖ 15 ただし、 B_2、B_3 ⊖ 15	⊖ 25	
		厚さ(T)		⊖ 13	⊖ 20	
		高さ(H)		⊕ 25 ただし、 H_2 ⊖ 25	⊖ 40	
		中心線のズレ(e)		直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	直線部 ⊕ 75 曲線部 ⊕ 150	
		スパン長		直線部 ⊕ 13 曲線部 ⊕ 20	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30	
		施工延長			⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150	
	堤体盛土	ゾーン幅	遮水ゾーン		ℓ_1 ⊕ 500 ⊖ 0	ゾーン幅については施工延長おおむね 20mにつき１箇所の割合で測定する。
			フィルターゾーン		ℓ_2 ⊕ 500 ⊖ 0 有効幅Ｂは設計以上	
			トランジションゾーン		ℓ_3 ⊕1,000⊖ 500	
			ロックゾーン		ℓ_4 ⊕1,000⊖ 0 有効幅Ｂは設計以上	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの（様式2-1、2-2）	結果一覧表によるもの（様式3-1）	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	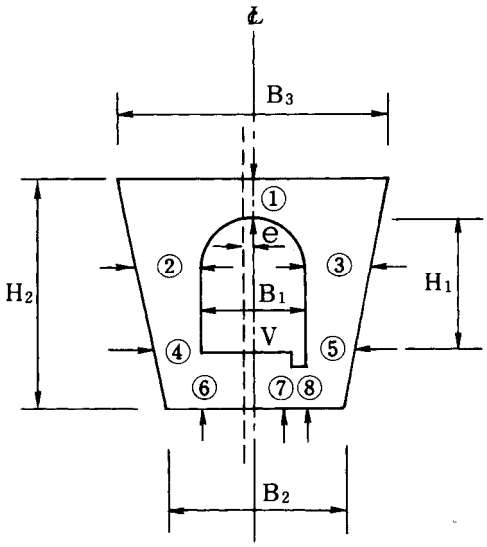	
ゾーン幅で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—	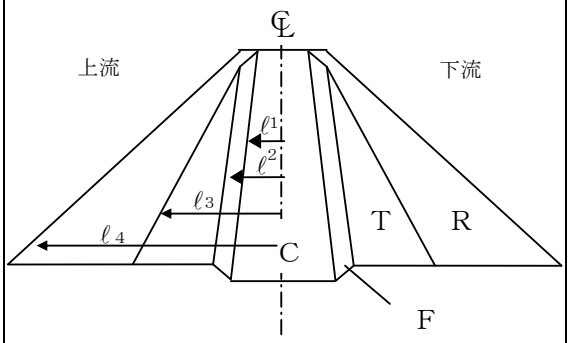 注）ゾーン区分 C：遮水ゾーン F：フィルターゾーン T：トランシジョンゾーン R：ロックゾーン 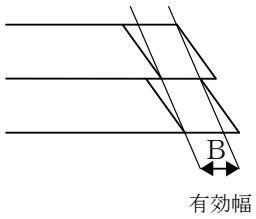	1 堤体表面張立（張石）状態に適用する。 2 ゾーン幅とはダム中心線から設計境界線までの距離（ℓ）と各ゾーン単独有効幅（B）をいう。 3 管理基準値については別途定めるものとする。 4 各リフト毎の盛立高の管理基準値については別途定めるものとする。

工　　種		項　　目	管理基準値(mm)	(参　考) 規格値(mm)	測 定 基 準
14 フィルダム工事	洪水吐	基準高(V)	±　20	±　30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。
		幅(B)	⊕　25　⊖　15	⊖　25	
		厚さ(T)	⊕　20　⊖　13 ただし、 T_1～T_9 ⊖　13	⊖　20	
		高さ(H)	±　15	⊖　25	
		中心線のズレ(e)	直線部 ±　35 曲線部 ±　65	直線部 ±　50 曲線部 ±　100	
		スパン長	直線部 ±　13 曲線部 ±　20	直線部 ±　20 曲線部 ±　30	
		施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの（様式 2-1、2-2）	結果一覧表によるもの（様式 3-1）	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で 20 点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	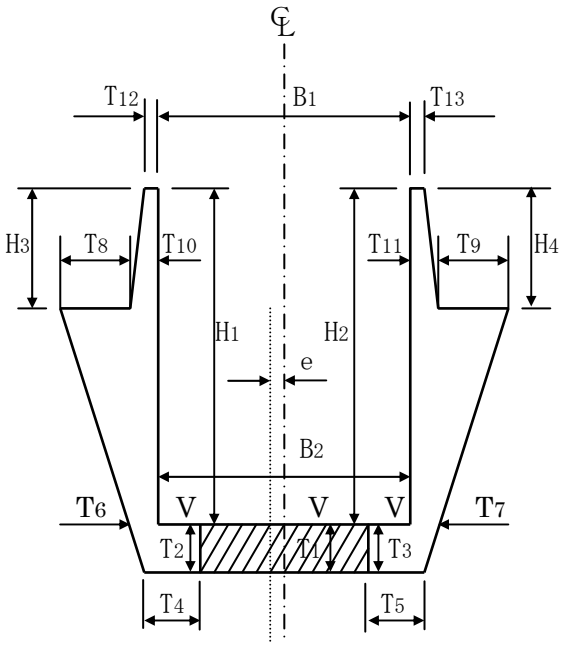 ＊斜線部はインバート	インバートと側壁が一体構造の場合、測定箇所は別途定めるものとする。